

論文提出者氏名	丸山浩治
(論文題目) 考古学的手法を用いた火山災害史研究—十和田10世紀噴火と東北地方北部の社会—	
(内容の要旨) <p>10世紀に発生した十和田カルデラの噴火は、過去2000年間に日本国内で発生した火山噴火の中で最大規模とされる。このイベントの中で火砕流やそれにとまなう火山泥流が発生し、広域テフラである十和田 a テフラ (To-a) が噴出した。主たる被災地となった東北地方北部はこの当時、律令国家とその外側という概念での「蝦夷」と呼ばれた諸集団が存在し、その境界域であった。災害史的にも文化・社会的にも重要な位置にありながら、この火山噴火がもたらした人的動態はこれまで不明瞭であった。本論文の目的は、この火山災害に対して東北地方北部の各地に存在した集団がどのような動態を示したか、そしてその要因は何かを考古学的手法により明らかにすることである。</p> <p>本論で用いた研究方法は、東北地方北部の当該期遺跡で一般的に検出される竪穴建物に注目し、そこに介在するテフラの堆積状態から廃絶（場合によっては構築）の時期を特定することで、その集合体としての集落・社会の動態を検討するというものである。テフラは共時性と広域性という2つの特徴を有し、広域での考古事象の比較に極めて有効である。また、竪穴建物は形態に地域差や時期差が存在し、遺物の共伴率も高い。よって、複数の視点から時期編年や地域差の検討が可能となる。</p> <p>廃絶（構築）時期特定作業には、To-aと白頭山—苫小牧テフラ (B-Tm) の2つのテフラを用いた。B-Tmの給源は中国と北朝鮮の国境付近にある白頭山で、To-a噴出後、10世紀第2四半期のうちに噴火したと考えられる広域テフラである。時間的に近接した2種のテフラを用いることでより詳細な時期区分ができ、I期からVI期までの計6区分が可能となった。データ集成対象地域は、律令国家による郡郷制域の北端にあたる岩手・秋田両県域と、その北部に隣接する青森県域とし、2010年3月までに刊行された発掘調査報告書の掲載遺構を分析対象とした。これにその後の発掘調査で検出された火山泥流（ラハール）埋没遺構を加え、455遺跡・3544棟の竪穴建物に両噴火にかかわるテフラが堆積していたことを確認し、すべてに対して上記方法による分析作業を行った。これだけの件数を集成した、いわばビッグデータに保証された火山災害研究は、少なくとも考古学分野においては前例がない。この成果を利用して、被害度推定資料の構築も行った。</p> <p>本研究で明らかとなった十和田10世紀噴火前後の様相は、次のとおりである。</p> <p>地域集団の動態として、噴火後（IV期）に岩手県馬淵川中流域南部と青森県上北地域南部で集落が急減し、秋田県米代川上～中流域と岩手県安比川流域、および青森県上北中～北部では反対に集落が増加することが判明した。集落急減の理由は、降灰量の多さと河川環境の変化（奥入瀬川）にあったと考えられる。</p> <p>次に、各地域における竪穴建物形態の特徴とその変遷を明らかにし、噴火前後の動態を論じた。噴火前、給源東側の各地域では在地的建築様式による建物が9世紀まで主体的に存在し、集落急減2地域を除く各地で噴火後も継続する。安比川流域は噴火前に新旧様相が並存し、噴火後も少数ながら在地的様式の構築例がある。噴火後に集落が増加する上北地域中部および北部の主体は新様相の律令的建築様式による建物であるが、中部の一部集落では在地的様式が存在する。これらの様相は、各建築様式を</p>	

用いる人々の動態によって生じたことものである。

さらに、遺物からも人的動態を追究するため、竪穴建物に共伴した土師器甕（煮炊具）の特徴とその変遷を論じた。煮炊具は食膳具に比して在地性が強いと考えられており、モノではなく人の動きを捉えるのに適している。非ロクロ成形甕については口縁部形態に着目し、法量分析を行った。結果、口縁部が極端に短い甕（口縁短外反型甕）が噴火前の米代川上～中流域、安比川流域など給源の南側で発生し、噴火後に太平洋側北部へ拡散することを明らかにした。給源南側の同地域では同じく噴火後にロクロ成形甕の組成が増加しており、これは律令国家内から移住があったことを示している。同時期に生じた非ロクロ甕とロクロ甕の動きは、それをを用いる人々の動態と換言できる。すなわち、律令国家民による給源南側地域への転入と、元々当地に居住していた「蝦夷」の太平洋側各地への転出である。

本研究により、十和田10世紀噴火によって給源周辺各地で集落の増減が生じていたことを明らかにした。蝦夷が居住していた給源東側では被害度に合わせて避難が図られた。移動に関してある程度の自由度をもっていたものと解される。いっぽう、ラホールなどで甚大な被害のあった給源南側に集落が増加する背景には律令国家の関与があり、ある程度強制的なものであったと考えられる。

※11 ポイント，1行 38 字，1 頁 38 行